

令和5年1月23日

「世田谷で働こう！」ご参加の企業みなさまへ

世田谷区 経済産業部 工業・ものづくり・雇用促進課長
荒井 久則
生活文化政策部 人権・男女共同参画課長
生垣 明

(重要)「世田谷で働こう！」事業の運用方法の一部変更について

日ごろより、世田谷区主催の「世田谷で働こう！」事業にご参加、ご協力いただきましてありがとうございます。

世田谷区では、基本計画において、人権の尊重として、差別されることがなく、多様性を認め合う社会の実現のため、啓発や理解の促進に努めており、世田谷区パートナーシップ宣誓の取組みを開始して11月で7年を迎え、新たに「希望される方には通称名も印字した宣誓書受領証」の交付を開始しています。

こうした変更を踏まえ、本事業におきましても就活者の方が採用選考を受ける際には、別紙のとおり「通称名で選考を受けることができ、その場合は入社したいと思ったタイミングで本名を開示」する運用に変更することといたしました。

なお本運用は当事業に限り運用されるものです。

○運用開始日 令和5年1月23日（月）

担当：世田谷区経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課 井上
電話：03-3411-6662
メール：SEA01002@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(別紙) 就活者の方が通称名を使用する際のフロー図

	就活者の方の対応
「世田谷で働こう！」事業登録	本名でも通称名でも登録ができる。 ※通称名使用の場合には「氏名」欄に通称名を記入
「世田谷で働こう！」事務局との初回面談	事務局から求人企業に紹介した就活者の方が通称名を使用していることを連絡はいたしません。遅くとも内定受託の際には本人より本名を求人企業様へ通知するよう指示します。
求人企業の内定受託時点	本人より本名を求人企業へ通知します。

○あらためて、応募者の人権を尊重し、適性と能力のみを基準とした公正な採用選考の再確認、実施をお願いします。

【採用選考時に配慮すべき事項】

適性と能力に関係がない事項の例（厚生労働省ホームページより抜粋）

＜本人に責任のない事項の把握＞

・本籍・出生地、家族、住宅状況、生活環境・家庭環境などに関すること

＜本来自由であるべき事項（思想信条にかかわること）の把握＞

・宗教、支持政党、人生観、生活信条、尊敬する人物、思想、労働組合に関する情報、学生運動など社会運動、購読新聞・雑誌・愛読書などに関すること

《公正採用選考特設サイト》



○多様性を認め合う社会の実現のため、参加企業様におかれましては、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓については、世田谷区ホームページ（下記二次元コード）をご覧ください。

